

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員	1
第1 会議録署名議員の指名	3
第2 一般質問	3
小 淵 洋一郎 議員	3
1 健康管理「本町のワクチン接種」について	
2 特殊詐欺撃退機能付き固定電話の設置について	
金 萬 文 雄 議員	15
1 町営住宅建替計画について	
2 公共交通の充実について	
土 村 秀 俊 議員	31
1 女川原発再稼働の対応について	
2 国民健康保険事業について	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（16名）

1 番	郷右近 佑 悟 君	2 番	阿 部 彦 忠 君
3 番	須 田 聡 宏 君	4 番	高 木 綾 子 君
5 番	皆 川 祐 治 君	6 番	鈴 木 晴 子 君
7 番	金 萬 文 雄 君	8 番	土 村 秀 俊 君
9 番	浅 川 紀 明 君	10 番	今 野 隆 之 君
11 番	小 渕 洋一郎 君	12 番	高 久 時 男 君
13 番	伊 藤 司 君	14 番	羽 川 喜 富 君
15 番	永 野 渉 君	16 番	鈴 木 忠 美 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	熊 谷 大 君
副 町 長	櫻 井 やえ子 君
総 務 部 長	嶋 正 美 君
企 画 部 長	郷右近 啓 一 君
町 民 生 活 部 長	堀 越 伸 二 君
保 健 福 祉 部 長	谷 津 匡 昭 君
経 済 産 業 部 長	千 田 耕 也 君
都 市 開 発 部 長	村 田 晃 君
上 下 水 道 部 長	鈴 木 喜 宏 君
会 計 管 理 者	福 島 俊 君
教 育 部 長	小 澤 晃 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	川 口 優 君
---------	---------

令和6年12月定例会会議録（12月4日 水曜日分）

監 査 係 長

千 葉 暁 子 君

主 査

高 橋 三喜夫 君

議 事 日 程 （第2日）

令和6年12月4日（水曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（鈴木忠美君） おはようございます。

ただいまから令和6年12月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木忠美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、3番 須田聡宏君、4番 高木綾子君を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（鈴木忠美君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

11番 小淵洋一郎君の一般質問の発言を許します。小淵洋一郎君。

〔11番 小淵洋一郎君 登壇〕

○11番（小淵洋一郎君） おはようございます。利府町の水をいただきながら、進めたいと思います。おいしいです。

自由民主党、虹の小淵洋一郎でございます。

令和6年も師走となりました。9月定例会一般質問で申しあげました熊対策については、経済産業部の速やかな対応により、対策を講じていただきましたことを感謝申し上げます。また、昨年申しあげました産後ケアについても、保健福祉部の尽力により、受入れ施設が格段に広がったということを伺っております。改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

秋田県のスーパーに立て籠もっていた熊が、一昨日、捕獲され、安心しているところでございます。

それでは、通告しております、健康管理「本町のワクチン接種」及び特殊詐欺撃退機能付き固定電話の設置促進について質問いたします。

1、健康管理「本町のワクチン接種」について。

本町が掲げる、「ライフステージに応じた、健康づくりの推進」により、令和6年度から65歳以上の方を対象とした新型コロナワクチン感染予防接種ができるようになり、従来からの高

高齢者インフルエンザ予防接種に加えて本町の接種機会が充実してきましたが、本町のワクチンの予防接種の在り方を考える上で、現在、厚生労働省で定期接種化されている肺炎球菌ワクチンの接種、また定期接種化されていない任意接種の帯状疱疹予防ワクチン及び小児用おたふく風邪予防ワクチン接種について、以下について伺います。

（１）予防接種法の改正による経過措置の終了により、肺炎球菌予防ワクチンの接種を受けることができなかった方の救済策をどのように考えているか。

（２）加齢とともに発症しやすく、重篤な症状に至ることが懸念される帯状疱疹予防ワクチンの接種を助成する考えはないか。

（３）小児用おたふく風邪予防ワクチンの接種を助成する考えはないか。

２、特殊詐欺撃退機能付き固定電話の設置促進について。

高齢者を狙う特殊詐欺「オレオレ詐欺」等は、ますます巧妙となり多様化し、全国的に被害が拡大しております。宮城県でも増加傾向にある中、仙台市は特殊詐欺撃退機能付き固定電話の購入費用の補助事業を開始しました。本町の高齢者が特殊詐欺の被害に遭わないために、以下について伺います。

（１）特殊詐欺撃退機能付き固定電話の効果を認識しているか。

（２）高齢者が特殊詐欺撃退機能付き固定電話等を購入する際、助成する考えはないか。

以上、伺います。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

１の健康管理「本町のワクチン接種」について、２の特殊詐欺撃退機能付き固定電話の設置促進について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 11番 小淵洋一郎議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第１点目の健康管理「本町のワクチン接種」についてお答え申し上げます。

まず、（１）の肺炎球菌予防ワクチン接種の救済策についてでございますが、国で定めた経過措置の期間が令和５年度で終了したことに伴い、今年度から定期接種の対象者は、65歳の方と60歳以上65歳未満で一定の基礎疾患を有する方に変更されております。

経過措置期間中における本町の肺炎球菌予防ワクチンの接種状況につきましては、初めて定期接種の対象となる65歳の方の接種が大半であることから、接種を希望される方はほとんどの方が65歳で接種されていると認識しております。また、接種対象年齢において長期療養のため接種を受けることができなかった方につきましても、特例措置により接種の機会が確保されることから、接種対象年齢以外の方への費用助成等の救済措置につきましては考えておりません。

次に、（２）の带状疱疹予防ワクチンの接種の助成についてでございますが、令和6年6月定例会の一般質問で金萬文雄議員にお答えしましたとおり、現在、厚生労働省の専門家委員会において、带状疱疹ワクチンの定期接種化に向けて具体的に対象年齢やワクチンの種類などについて検討が進められておりますので、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、（３）の小児用おたふく風邪予防ワクチンの接種の助成についてでございますが、おたふく風邪ワクチンは、風疹ワクチンを含むMMRワクチンとして定期接種を行ってまいりましたが、無菌性骨髄炎等の副反応が社会的な問題になったことから、平成5年に定期接種が中止された経緯がございます。現在、新たなMMRワクチンが開発され、厚生労働省では定期接種化に向けた検討がされているところでございますが、いまだその結論に至っていない状況であり、任意接種となっているおたふく風邪の単体のワクチンにつきましても、国の見解ではMMR同様の副反応が出現しやすいとのことであります。こうしたことから、議員御提案の接種費用の助成につきましては考えておりませんが、今後も国の動向を注視してまいります。

次に、第2点目の特殊詐欺撃退機能付き固定電話の設置促進についてお答え申し上げます。

まず、（１）の特殊詐欺撃退機能付き固定電話の効果についてでございますが、特殊詐欺撃退機能付き固定電話は、通話開始時に「通話内容を録音します」と自動でアナウンスし、その通話を録音する機能を備えており、多くの犯罪者は自らの声が録音されることを極度に嫌うことから、詐欺行為の抑止になるものと認識しております。

最後に、（２）の購入に対する助成についてでございますが、宮城県警察において、特殊詐欺撃退機能付き固定電話を購入する65歳以上の方に対して7,000円を上限に助成を行っておりますので、町独自の助成は考えておりません。今後も、広報紙やホームページ、SNSなどを通じて、宮城県警察の購入助成について周知を図ってまいります。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） それでは、順次再質問をしてまいります。

（１）の肺炎球菌ワクチンについて、経過措置期間内に接種した大半は65歳で接種しているため、定期接種対象年齢以外の費用等の措置は考えていないとの答弁ですが、肺炎は高齢者が重篤化するため、65歳を過ぎたら肺炎予防が極めて重要となります。実際に、65歳から69歳の方が肺炎で亡くなる割合は、60歳から64歳の方に比べて約2倍、肺炎で亡くなった方の97.9%は65歳以上と言われております。

肺炎の原因となる病原微生物には、肺炎球菌やインフルエンザ菌、肺炎マイコプラズマ等、様々な種類がありますが、そのうち最も多い原因が肺炎球菌です。インフルエンザ菌の約2.5

倍、肺炎マイコプラズマ菌の約7倍と言われております。厚生労働省は、その重要性から肺炎球菌ワクチンを定期接種に指定しております。

利府町では、令和5年度まで定期接種対象者を、利府町に住所があり、65歳、70歳、75歳、80歳と5歳刻みで100歳まで、または60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方を対象に、また過去に肺炎球菌ワクチンの接種を一度も受けたことのない方を対象に接種してきました。しかし、経過措置がなくなった本年4月1日から、65歳からの5歳刻みの100歳まで対象としていた年齢条件が、65歳の方のみとなりました。

保健福祉課で以前確認させていただきましたが、令和4年度及び令和5年度の各年齢、5歳ごとにおける接種対象者及び接種実施者の数について伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

4年度と5年度でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、年度ごと、また対象年齢の次に対象者・接種者数ということでお話のほうをさせていただきます。

まず、令和4年度でございます。対象年齢、65歳からになります、475人中208人、70歳、499人中15人、75歳が490人中6人、80歳が274人中2人、85歳が190人中2人、90歳が107人中ゼロ人、95歳が39人中ゼロ人、100歳が4人中ゼロ人となっております。

5年度につきましてでございますが、こちらにつきましても、65歳が518人中243人、70歳が534人中46人、75歳が474人中47人、80歳が320人中22人、85歳が180人中5人、90歳が104人中8人、95歳が54人中3人、100歳が9人中ゼロ人となっております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 実施率と細かい報告、ありがとうございます。

各年齢ごとの接種実績を考えますと、令和4年度は65歳で43.1%接種、65歳で接種しないで70歳以上で接種した方が25人、令和5年度は経過措置終了前年という影響からか、65歳で46.9%、70歳以上で95歳の方も含めて131人の方が接種しております。接種対象者の半数が65歳で受けておりますが、65歳で受けなかった、70歳以降で受けているのが現状です。

それでは、ワクチン接種費用は地方交付税からと考えますがいかがでしょうか。また、予算を計上する場合、接種対象者の何%を基準に計上しているか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、財源のほうでございますが、予防接種に関しましては交付税措置がなされている状況でございます。定期予防接種につきまして、A類であれば9割、B類であれば3割ということでの措置となっております。ちなみに、任意接種につきましては、町の単費というふうなことになります。以上です。

すみません、予算措置ですね。予算措置につきましては、過度な予算計上にならないように、過去3年間の接種率を基に算定のほうをしております。過去、令和3年から令和5年であれば46%だったかと思いますので、令和6年度につきましては、若干多めの50%を見込んで計上のほうをさせていただいております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 今回の経過措置終了により、過去、65歳になった時点で何らかの理由により接種できなかった方、1955年から1958年生まれの方が総数で、利府町にいる方、総数で1,600人、うち半数が接種していると考えて約800人となります。経過措置終了と言って、当局は、対象年齢以外への費用等救済処置は考えていないと簡単に切り捨てるのでしょうか。救済すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えさせていただきます。

そうですね、基本的に、平成26年に定期接種対象年齢につきましては65歳ということで国の方針のほうが決定的しております。その後、経過措置として、まず1回目といたしまして、平成26年から平成30年までで終了というふうなことで1回目が行われております。さらに、平成31年から令和5年までということで、2回目の接種、猶予期間ということで行われております。

ここに関しまして、国では厚労省の専門家委員会の中で、肺炎球菌ワクチンの対象者につきまして、この経過措置期間10年間の間で、接種希望者、2回の接種機会がございましたが、1回目と比較した場合に2回目の経過措置期間中の接種率の伸びはなかったということで、希望する方は既に接種したというふうと考えられることから、予定どおり、令和5年度での経過措置で終了するというふうなことで決定のほうがなされております。

令和5年度におきまして、本町におきましても最終年度ということで、確かに年度当初に予診票を郵送し、年度末近くにはさらに接種をしていない方々に対しまして予診票のほうを再送させていただくなど勧奨のほうをしておりますが、さほど接種率のほうが上がったというふうなことではございませんでしたので、やはり希望されている方についてはほぼ確定して接種の

ほうが済んでいるというふうに考えておりますので、また、1年間ではございますが、長期療養などについて接種ができなかった方に対しての救済措置というのを国のほうでも設けておりますので、そういったことから、本町では現在、救済措置としては考えておりません。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 国で経過措置2回、そして暫定的な1年間ということをやってきておりますけれども、1955年から1958年生まれの方が各年でそれぞれ370人から450人、既に半数が受けたと考えても180人から225人、70歳で過去接種率が3ないし8.5%、多く見積もっても10%未満ということも私は存じ上げます。それぞれが各年で、各歳です、接種を希望した場合、19人ないし23人かと思いますが、令和7年度以降、70歳に達する1955年から1958年に生まれた方の救済措置として4年間、町として独自に該当年齢で接種できるように追加しても、65歳の定期接種の予算内に収まると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） その前に、質問も答弁も、もう少し手短にお願いいたします。

当局、答弁。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

そうですね、4年間の期間における未接種者に対しての救済措置ということでございますが、現在は考えてはおりません。逆に、これからというところで、65歳での接種を希望する方たちに対しまして、期間中に接種を受けていただけるように適切な周知を図りながら、状況のほうを把握していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） なかなか、手短にと言われても、舌足らずになるので難しいんですけども、努力します。

では、2の带状疱疹について再質問をいたします。

この件に関する質問は、令和4年12月に、そして今年の6月定例会で2の方が一般質問を出されて、その都度、各議員から带状疱疹予防ワクチンの必要性について言われてきております。带状疱疹の主な症状については省略いたしますけれども、带状疱疹後の後遺症、带状疱疹後神経痛、PHNと呼ばれる合併症が一定の頻度で発症しております。高齢者が発症する場合、重篤化することが心配な病気です。接種費用は高額で、個人が負担となると接種したくとも我慢してしまう傾向にあると考えますが、当局はどう捉えておりますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） 議員お見込みのとおり、確かに任意接種であれば高額になっているというふうに捉えております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 県内では、既に8市町村が带状疱疹予防ワクチン接種に助成を始めております。川崎町では昨年からは65歳以上を対象に、今年4月からは栗原市、富谷市、大和町、大郷町、色麻町、加美町、大衡村で50歳以上を対象に、生ワクチン、不活性化ワクチンの接種者に対して4,000円から1万円の助成を行っております。県内各自治体の現況を踏まえ、当局はどう捉えているか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

各市町村のほうで実施をしているというところに関しましては、確認のほうをさせていただいているところでございます。また、国に関しまして、専門部会のほうで話し合いがされている中では、最短で令和7年4月からの供給の状況について、メーカーのほうに問合せを行っているというふうなことも把握をしております。国のほうで定期接種への移行というふうなことが検討される中、さらに一歩進んでいる状況ではないかなというふうに捉えております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 国のほうで、令和7年から最短で移行するという動きが出てきておりますが、県内各自治体でもやっておりますので、本町も高齢者に対する带状疱疹予防ワクチンを先行的に進めていただきたいと思います。そして、高齢者の健康を守るべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

ワクチン接種に関しまして、確かに有効性などが国のほうでも認められ、ワクチン接種を推奨するような形で今動いているというふうなのは理解しております。

本町におきましては、やはり国のほうの動向を注視しながら、早期の実施に向けて、機会を捉えてこちらのほうからも要望を上げていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） それでは、小児用おたふく風邪予防ワクチン接種の助成についてお話しいたします。

小児用おたふく風邪、急性耳下腺炎予防ワクチンについて、厚生労働省によると、おたふく

風邪はムンプスウイルスによって起こされる耳下腺炎の腫脹を特徴とする伝染性疾患で、数年置きに流行し、近年では2005年、135万6,000人の患者が発生しております。3歳から6歳の幼児期に感染が多く、全患者の60%程度を占めると言われております。潜伏期間は2ないし3週間、発熱と耳下腺の腫脹、疼痛をもって発症します。合併症として無菌性髄膜炎のほか、脳炎、難聴、精巣炎等が挙げられ、40度前後の高熱が続き、耳下腺の痛みも激しくなります。

そこで伺います。幼いお子さんをお持ちの親御さんが高熱で苦しんでいる子供の姿を見たとき、とても心配に思うことです。ワクチン接種で予防できることを考えると、接種させたいと思う親御さんの気持ちが分かると思いますが、どうでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

そうですね、私も子供を持つ身ですし、小さい頃、やはり発熱したときに関しましては心配をするというふうなことがございましたので、当然、保護者の気持ちとしては、そういった発熱などがあった場合には心配される気持ち、そういったものは理解しているつもりでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 温かい気持ちで応援してもらいたいというのが、私の気持ちでございます。

MMRワクチン、混合ワクチンについては、先ほど言われましたけれども、1989年4月より使用が開始され、接種後の無菌性髄膜炎の発症の懸念から、1993年4月に伝染病予防部会からMMRワクチンについて、当面の取扱いについての意見が出され、見合せをしております。その後、国立感染研究所は、ムンプスはワクチン予防可能疾患であり、世界121か国がMMRワクチン2回接種を定期接種に組み込んでいます。現在、先進国でおたふくかぜワクチンの定期接種を導入されていない国は日本だけで、2012年5月の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会は、予防接種制度の見直し（第二次提言）において、広く接種を促進していくことが望ましい7つのワクチンのうちに、おたふく風邪ワクチンを加えております。

国内では、おたふく風邪生ワクチン、乾燥微毒生おたふく風邪ワクチン、北里第一三共製星野株、タケダ製鳥居株が認可されており、任意接種で2回接種、1歳以降から可能で、1回から2回目の期間、4週間を空けて接種します。費用は1回で3,000円から8,000円となっております。

日本では、おたふく風邪ワクチンの接種率が40%と低いため、おたふく風邪は今後も大規模に流行する可能性があります。懸念されているワクチン接種の無菌性髄膜炎の発症頻度は非常にまれと言われております。厚生科学審議会は、安全性は高いと提言を出しておりますので、当局で国の最新の動向を承知していれば伺いたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

先ほど、広く接種を促進していくことが望ましいワクチンにというようなこととお話をいただいておりますが、こちらにつきましては翌年に、より高い安全性が期待できるワクチンの承認が前提であり、新たなMMRワクチンの開発が望まれるとされまして、MRワクチンを含む混合ワクチンの開発要請が行われておりました。

そして、現在でございますが、令和6年1月24日の会議におきまして、単体ワクチンについては接種後に一定の頻度で無菌性髄膜炎等が発症することが改めて確認をされたというふうなことでございます。また、MMRワクチンについては、臨床試験が完了しており、ワクチンに関する知見をさらに収集する方針であるということでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 近い将来、この小児用のおたふく風邪ワクチンが接種される方向になるのかなと私は思いますけれども、以前の統一株のMMRワクチンの接種後の無菌性髄膜炎の発症率は、約500人から1,000人に1人の割合で発症しておりました。0.1%ないし0.2%と言われておりましたが、2020年、これちょっと古くなってしまったんですけれども、1月実施された第15回厚生審議会予防接種・ワクチン部会予防接種基本方針部ワクチン評価に関する小委員会で、単味のワクチン、タケダ製、1,600人当たり1人程度、0.062%、北里第一製、2,300人当たり1人程度、0.043%と発表されております。

これらの実証値を踏まえて、子育てで苦労している親御さんの負担を軽減する上で、おたふく風邪予防ワクチン接種を希望される方へ助成を検討してはいかがかなと、子育て先進のまち利府町として接種の助成をする考えはないか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えさせていただきます。

まず、議員がおっしゃるように、無菌性髄膜炎の発症の確率に関しては、当時と比べると極端に減ってきているというふうなことはございますが、こちらに関してはやはり入院加療が必

要な副反応というふうな形でございます。また、先ほど議員がお話いただいた、脳炎、脳症などにつきましては、重篤な副反応というふうな捉え方がされております。こちらについては依然として発症率が0.1%未満ぐらいというふうに言われており、発症率はまだ高い状況というふうに捉えております。

ですので、まずは専門家、有識者の方が検討をしている国のほうの状況を注視しながら、対応のほうを、検討のほうはさせていただければと思います。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） では、2項目の特殊詐欺撃退機能付き固定電話の設置促進について再質問をしていきたいと思います。

特殊詐欺撃退機能付き固定電話について、この電話は迷惑防止機能として、着信音が鳴る前に自動で相手にメッセージをアナウンスします。着信音は呼出し音と注意喚起のアナウンスが交互に繰り返し、電話に出ると通話内容を自動で録音します。効果が非常にあるというふうに言われております。また、迷惑電話相談機能として、録音した通話を第三者との通話中に再生して聞いてもらうことができ、家族や警察にすぐに相談できます。この録音内容をそのまま聞かせることができます。

当局は、県内で発生した特殊詐欺の状況について、承知していればお答えください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えいたします。

大変申し訳ございませんが、県内での発生件数等については、ちょっと手元に持ってはおりませんので。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 宮城県で発生した特殊詐欺について私が調べたところ、オレオレ詐欺、預貯金、架空料金、融資保証金、金融商品、ギャンブル、詐欺盗、この詐欺盗というのはキャッシュカードなどのだまし取り、いわゆるこれらを総称して特殊詐欺と言われております。令和3年度は、これ、宮城県でありますけれども、総件数280件、被害総額4億3,985万円、令和4年は323件、総額で5億526万円、令和5年に至っては352件、9億7,478万円で、前年比で29件増、被害総額で4億6,892万円増加しております。

利府町を管轄する塩釜署管内についても調べておりますけれども、令和3年では20件、被害総額4,687万円、令和4年は20件、5,775万円となっております。利府町においても、令和3年は2件、被害総額8万円、これは架空料金と詐欺盗であります。令和4年については3件、被

害総額337万円……

○議長（鈴木忠美君） 小渕議員、小渕さん、趣旨はね、もうちょっと手短にひとつお願いしますよ。

○11番（小渕洋一郎君） はい。こういうことで、架空料金、還付金での詐欺が起こっております。これらの被害状況を聞かれて、当局はどう思うか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。（「ちょっと趣旨と違うんじゃない」の声あり） ええ。

だから、今話したとおり、質問事項とちょっとね。何かのデータをずっと読み上げるのはいいけれども、この質問に対しあれだったらいいけれどもね、ちょっとどんどん広がっていているような感じなんですよね。あくまでもこの質問というのは、効果を認識しているかということを知っているわけですから、これに対して当局では答えているんですからね。それから今度別なほうに行っちゃったんでは、ちょっと当局のほうでもまた別になりますからね。そういうことで、今求めたいことをもう一度お願いします。

○11番（小渕洋一郎君） これだけ特殊詐欺被害が起こっている状況について、当局はどう思いますか。（「同じ質問だね」「どう思うかと聞かれても」の声あり）

○議長（鈴木忠美君） だから……（「分かりました」の声あり）申し上げます。小渕議員、質問されていることは、その固定電話の効果、認識しているかということを知っているわけですよ。それからちょっと外れているんじゃないですか、今の質問というのはちょっと。全くゼロとは言いませんけれども。はい、小渕議員。

○11番（小渕洋一郎君） それでは、ちょっと別の質問に変わります。高齢者が老後の……、では、飛ばします、これもですね。

2について、助成のほうについて質問していきたいと思います。

当局の、宮城県警が助成しているので、町の助成は考えていないとの答弁に対して、私は啞然としました。県が実施しているからといってお任せという政策もあるかもしれません。特殊詐欺撃退機能付き固定電話の貸出し、または購入費の助成については、宮城県では電話機の貸出しを無料で行っております。宮城県ではまた、購入費の助成も行っております。また、自治体でも、気仙沼市、岩沼市とも同じように電話機の貸出しを行っております。

しかし、貸出しについては、台数、貸出し期間にも限度があります。限界があるわけです。補助金についても限界があるわけです。台数、使用期間が限られているので、最終的に特殊詐欺撃退機能付き固定電話を個人で設置することが一番望ましい解決手段と考えますが、いかが

でしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えします。

答弁のほうでもお答えしていますとおり、詐欺行為の抑止にはつながるというふうには認識しております。当然、設置のほうをすればですね、県警から借り受けとかそういったものでなければ、個人でお求めいただいてというふうになって、抑制のほうにつながればというふうには考えております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 実は、この問題を取り上げるに当たって、宮城県警、そして県のほうにも確認をしたんですけれども、台数にも限りがある、予算にも限りがあるということで、各自治体は助成をしております。

その実態を申し上げますと、宮城県は7,000円を限度に購入費の2分の1を助成するほか、各自治体でも、仙台市、名取市、大和町、大郷町、加美町が7,000円を限度に、購入、そしてその半額を助成、半額を基準にやっております。富谷市、蔵王町、大河原町、柴田町、川崎町、丸森町、山元町が2分の1を限度に5,000円を助成しております。大衡村にあっては、1万円を助成しております。これらの現状を踏まえて、県が助成をしているからと言ってよろしいのでしょうか、当局の見解を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問についてお答えします。

町のほうでは、県が助成しているからいいというふうなことで助成をしていないわけでもございませし、今現在、町のほうにそういった御意見をいただいているというのが、直接要望等というのもないというのが実際ございまして、現在のところは、宮城県警でやっておりますその助成、貸出し、そういったものについて、そちらを利用していただけるようにいろいろなSNS等を使いまして周知のほうを図っているというような現状でございます。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 県の予算で購入できればいいと私も思うんですけれども、なかなかそこが難しいところであります。

仙台市は、今年から事業として210万円を計上し、電話機の購入の助成を行っております。本町の65歳以上の高齢者は9,300人、そのうち65歳以上の高齢者の独居世帯は1,500世帯です。宮城県警が電話機の貸出し、県が購入助成をしているからといっても、どちらも限界があります

ので、本町としても、高齢者が特殊詐欺に遭わないよう、撃退機能付き固定電話の購入費の助成をしてはいかがかと思います。繰り返しになりますが、お願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 今の御質問にお答えいたします。

今おっしゃられた高齢者、65歳以上の独居世帯数とかも、こちらでは認識しております。

あと、先ほども申し上げいただきました、近隣、県内の実施市町村、自治体のほうの状況も今つかんでおりまして、ただちょっと、実績とかそういったのというのは今後調査とかしなきゃいけないんですが、今の御質問に対しましては、今後、そういったものをまず調査させていただければなというふうに思っております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 今回、高齢者の肺炎球菌、带状疱疹ワクチン及び小児用おたふく風邪予防ワクチン接種について及び特殊詐欺撃退機能付き固定電話の設置促進について一般質問をいたしました。町民の皆さんの健康を守る、生活の安全を守ることは行政の使命と考えます。

利府町が、住み続けたいまち1番を目指して、ぜひ実行していただきたく申し上げ、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、11番 小渕洋一郎君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は10時55分とします。

午前10時43分 休 憩

午前10時55分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 金萬文雄君の一般質問の発言を許します。金萬文雄君。

〔7番 金萬文雄君 登壇〕

○7番（金萬文雄君） 7番、日本共産党の金萬文雄です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、一般質問、2点質問させていただいております。

まずは、通告書に沿って読み上げたいというふうに思います。

1点目、町営住宅建替計画について。

町は、町営住宅5か所のうち、堀川住宅、石田住宅、八幡崎住宅の計85戸について、利府町営住宅建替計画に基づき、令和10年度に現在の八幡崎住宅がある場所への新築整備に向けた事

業を進めているところです。移転計画は令和7年度から、八幡崎住宅の南側の仮移転から開始され、段階的に解体、新築整備、入居が進められる計画となっています。住民生活に直接関わる計画段階に入っており、入居者の方からは特に引っ越しへの不安が大きいとの声があります。移転計画について伺いたいというふうに思います。

（1）令和6年6月に要求水準書（入居者移転支援業務編）が作成されておりますが、移転計画及び移転支援方針は作成されているのか。

（2）八幡崎住宅南側の5世帯を令和7年4月から6月に仮移転する計画であります、具体的な計画について伺います。

①住民説明及び意向調査の状況、移転に伴う住民との協定書または契約書を取り交わす時期はいつ頃か伺います。また、その際の町とPFI事業者の業務範囲を伺います。

②移転費用支援の対象範囲及び支援方法について伺います。

③要求水準書（入居者移転支援業務編）の中で、「仮移転契約・退去手続き等の支援業務」の中では、引っ越し業者の斡旋で、「自力で移転又は退去することが困難な移転対象入居者を把握するとともに、円滑に移転・退去が進むよう、ニーズに応じたサポートに努めること」とありますが、具体的にどのような支援を想定しているのか伺います。

（3）令和5年12月議会の土村議員の一般質問で、「1万1,000円以上になる家賃もある」との答弁がありましたが、近年の材料費や人件費高騰による建築費の増加が懸念されるところですが、建築費は家賃決定に影響するのか。新築町営住宅の家賃決定の要件を伺います。

2点目、公共交通の充実についてです。

町は、令和6年度から5年間の利府町地域公共交通計画を作成するとともに、令和5年11月から令和6年度末までの利府町版m o b iの実証運行も実施されており、今後の町の公共交通の整備が期待されるところであります、令和7年度以降の公共交通の整備について伺います。

（1）利府町地域公共交通計画について伺います。

①計画では町内バス利用割合を、令和5年度22%から令和10年度25%へ、3%引き上げるとしていますが、その根拠を伺います。

②町民バスについては、「利用したいが2時間に1本のため乗りたい時間帯に利用できない」とか、「停留所が遠いためタクシーを使っている」などの住民の声が多く聞かれました。増便やルート変更・拡大の考えはあるか伺います。

（2）利府町版m o b iの運行について伺います。

①実証運行の令和6年度の達成目標及び現在までの目標達成状況と課題を伺います。

②令和7年4月以降の運行計画について伺います。

③運行継続の場合、運行エリア拡大や中学生と高齢者の料金減免の考えはないか伺います。

以上、伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問に対し、当局、答弁願います。

1の町営住宅建替計画について、2の公共交通の充実について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 7番 金萬文雄議員の御質問にお答えします。

初めに、第1点目の町営住宅建替計画についてお答え申し上げます。

まず、（1）の移転計画及び移転支援方針の作成状況についてでございますが、町営住宅の建て替えに当たっては、建替計画策定時から、入居者の移転に係る負担を最小限に抑える方針の下、事業に取り組んできたところでございます。

今回の建て替えは、民間のノウハウやサービスを最大限に活用するPFIの事業手法を用いて実施することになりますが、事業者に対し、移転対象入居者に配慮した移転計画を提案し、町へ提出することを義務づけております。

現在、事業者選定に向けた手続を進めている最中であるため、提案の具体的な内容はお示しできませんので御理解願います。

次に、（2）の①住民説明及び意向調査の状況につきましては、町が行う仮移転の手続のうち、仮移転対象者への事前説明、仮移転や退居の意向の把握については既に実施済みであり、今後、事業者選定と並行して対象世帯に対し、仮移転先の決定、仮移転や退去手続に関する説明を行っていくこととしております。また、仮移転契約を取り交わす時期につきましては、事業者の業務開始となる令和7年4月から順次、準備の整った移転対象者と締結していく予定としております。

手続における町と事業者の業務範囲につきましては、要求水準書に示すとおり、入居や退去の決定に関しては町が行うこととし、本来入居者が行うべき書類の作成や引っ越し業者等の手続等の支援業務については事業者が行うこととしております。

次に、②の移転費用支援の対象範囲及び支援方法についてでございますが、南側5世帯、それぞれの移転に要する費用が対象となり、移転着手時と移転完了後の2回に分けて支援金を町から移転対象者へ支給する予定としております。まず、具体的な支援金額につきましては、国が定める補償金算定標準書における動産移転料や、他の自治体の事例を参考にしながら検討を進めているところでございます。

次に、③の自力で移転又は退去することが困難な移転対象入居者に対する具体的なサポート

内容についてでございますが、こちらにつきましても事業者の提案によるところとしており、事業者選定前の現時点では内容をお示しできませんので御理解願います。

次に、（３）の建て替え後の町営住宅家賃の決定要件についてでございますが、一般の入居者の家賃については、公営住宅法に基づき、入居者の収入や公営住宅の立地条件、住戸の面積等によって算定することから、建築費が家賃に影響することはございません。ただし、収入額が一定の基準を超える収入超過者に適用される家賃については、住宅の建築費用も加味されることから、家賃に影響することとなります。

次に、第２点目の公共交通の充実についてお答え申し上げます。

まず、（１）の①計画に掲げている町内バス利用割合の根拠についてでございますが、令和４年度に実施した町民アンケートでは、比較的バスの利用割合が高いしらかし台、花園、青山、青葉台地区などでは既に25%を超えており、今後、コロナ禍が明けて外出機会が増加することも踏まえて、町全体の数値目標を３%増の25%に設定いたしました。

次に、②の町民バスの増便やルート変更拡大についてでございますが、利府町地域公共交通計画の重点事業に掲げる、「地域の実情に見合った町民バスの見直し」に基づき、各路線の乗降調査結果を用いた分析を行い、令和８年度までに検討と調整を進めて、令和11年度からの次期計画に反映できるよう、現在、利府町地域公共交通会議において議論を進めているところです。

次に、（２）の①利府町版m o b i の令和６年度の目標と達成状況、課題についてでございますが、利府町版m o b i の令和６年度の目標につきましては、利用者数を月1,500人まで増やすこと、収支率を町民バスと同等の月12%まで引き上げること、利用者満足度を昨年度並みの８点以上とすることの３つを掲げております。

昨年12月時点で月756人であった延べ利用者数については、今年９月には1,200人まで増加しておりますが、収支率は10%未満にとどまり、目標達成に至ってはおりません。今後、利府町版m o b i のさらなる利用者の拡大を図るとともに、収支率の向上のため企業からの広告事業を導入するなど、運賃以外の収入増に取り組んでまいります。

次に、②の令和７年４月以降の運行計画についてでございますが、現在の実証運行の利用状況とアンケート調査から効果検証を行い、他の公共交通機関への影響や今後の持続可能な公共交通の一環としての有効性を確認しながら、令和７年度の継続運行につきましても検討を進めてまいります。

最後に、③の運行エリアの拡大や中学生と高齢者への減免措置についてでございますが、今

月の1日より新たに、神谷沢地区、野中地区、春日地区などを運行区域に加え、これまでの半径2キロメートルから半径3キロメートルへエリアを拡大し、乗降場所を37地点増の234地点としております。

また、議員御質問の中学生と高齢者の料金減免につきましては、現在、実証運行期間中であることや、さらには先ほども答弁いたしましたが、収支率の目標達成に至っていないことから、利用料金の減免は検討しておりません。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） では、再質問いたします。

まず、1点目の町営住宅建替計画についてです。

この前の全員協議会で説明されたスケジュールでは、12月下旬にPFIの優先交渉権者を決定して、来年2月中旬、事業者と契約をして、3月定例会に上程ということで、現在の入居者への移転契約の説明は4月になるということなようですけれども、入居者の方は来年4月から引っ越ししなきゃいけないというふうに説明を受けておりますので、そのつもりではいるんですが、入居者にしてみれば今一番大きな不安は引っ越し準備ですね、引っ越し準備をどうしようかということが一番不安な状況にあります。ですから、早めに情報を得たいというところなんです。高齢者が多いので、入居者へのあんまり短期的な準備を強いるのはちょっと控えてほしいなというふうに、避けてほしいなというふうに思うところです。

PFI事業者が移転計画を作成することになっていますが、入居者への説明、移転契約時期を考えると、PFI事業者の計画作成は本当に、まあ、3月上程をして、多分、3月議会への上程の段階ではこの計画書を、事業者が立てた計画書を見て決定するんだと思うんですけれども、その計画を、事業者が作成したのを見て、そして上程、3月議会を経て4月説明ということではあまりにもちょっと短期的過ぎるのかなというふうに思いますので、ぜひ移転者へは町の責任で早めに、このスケジュールも含めて説明をお願いしたいというふうに思うのですが、情報提供したいというふうに思うのですが、この点はいかがでしょう。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（村田 晃君） お答えいたします。

今、議員さんからの指摘ありましたとおり、3月に本契約、事業者が決定します。その事業者が定める支援計画、そちらを正式に入居者のほうに説明できるのが4月以降となってしまいます。一方で、4月から6月の3か月間で仮移転を完了していただくというスケジュールになってございますので、議員さん御心配されるとおり、我々もその点懸念しておりまして、早速

この12月から、南側の移転の対象になる世帯の方々へ改めて移転の、4月から始まるので準備のほうを少しずつでもお願いしますという話、それからあと事業者のほうから4月に入ったら直ちに具体的な手続なりなんんりの説明は改めて申し上げますけれどもというようなところを説明させていただきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いします。高齢者が多いのでちょっと、どうだったかなと前の説明を忘れていているところもあるので、ぜひ丁寧に説明していただければというふうに思います。

今お話しされたPFIですね。これ、PFI、改めて調べますと、プライベート・ファイナンス・イニシアチブ、直訳しますと民間財政主導ですね。内閣府のホームページによりますと、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法というふうになっております。今回、管理についてはまた別にちょっと考えるというお話なんですけれども、一般的にですね、一般的に企業は利益と社会貢献が目的なんですよ。地方自治体は住民の福祉向上が役割です。目的と役割が違う中で事業を一括委託するわけですから、やっぱり自治体がどう関わるかということがこれからの課題になるのかなと、このPFIの課題になるのかなというふうに思います。

この方法の懸念は、PFIの懸念は事業者の主導で、入居者の権利侵害とか、例えばプライバシーとか居住権とか人権とかですね、そういうものとか、移転支援が十分に行き届かないということに不安をすごく覚えます。例えば、要求水準書、この要求水準書というのは、町が事業者を求める、こういうことを求めますよということを公開されているわけなんですけれども、この要求水準書や移転契約にないことは高齢者が多いのでいろいろ起きると思います。そのとき、全く関わっていなかった事業者が対応するので、決まったことだからとかそこまでは分からないというような、住民が納得いかないまま、あるいは十分な支援が受けられないという心配があるかなというふうに思います。

この計画への、まあ、まだこれから、計画はこれから事業者が立てていくわけなんですけれども、事業者とやり取りして計画を調整していくんだと思うんですけれども、移転計画への町の関与というのはどういうふうに関わっていくつもりなのかを教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（村田 晃君） お答えいたします。

町の支援業務への関与ということですが、確かに入居者からすると、プライバシー大

丈夫なのかなとか、町であればもちろん安心してもらえると思うんですけども、そういった心配はあるのかなというふうに我々も考えてございます。そのあたりについては、支援業務計画書を出していただく中でも我々としてもチェックもさせていただいておりますし、住民に不安のないような形でまず接していただくということを想定しております。

ただ、4月以降の業者決まった後の説明については、やっぱり入居者と顔を合わせて、業者さんも顔を合わせて説明をして信頼関係を築かないと、なかなか3か月で短期間に仮移転を終えていただくというのも難しいのかなというところもありますので、我々といたしましては業者が決まりましたら直ちに、もちろん町のほうも住民の御意見なり不安、こういったことあるかというのをすぐに聴きにお邪魔しますし、業者さんのほうともそういった情報を、もちろんプライバシー等はあると思いますけれども、業者としっかり連携をして、そういった住民の不安というのを払拭できるようにやってまいりたいと考えてございます。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） そうですね、初めての事業方法なのでいろいろあると思うんですけども、やっぱり住民の方は町が進めると思っているわけですから、業者が説明なり契約とか進める中で分からないとか不安が募ることもあるかと思うので、常に町の窓口ですね、相談窓口とかそういうことは開いておいてほしいなというふうに思いますので、その点も含めて住民の方に御説明していただければというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

じゃ、（2）の仮移転の具体的な計画についてですけども、八幡崎住宅の南側がまず仮移転ということで、新築すればもう一回、南側の住民の方はもう一回引っ越しするわけですけども、今回仮移転という形で北側のほうに移転するわけですけども、これ、意向調査は済んでいるという話なんですけども、移転契約についてはこれからということですけども、今回、仮移転契約については、PFI事業者が説明して移転契約する、契約するというところでよろしいですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（村田 晃君） お答えいたします。

仮移転契約自体は、入居者と町との間で締結するものでございます。事業者については、その書類の作成であったり、そういったところの入居者の支援のほうをしていただくということになります。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） そうすると、仮移転契約自体は町と契約すると。書類とかの事務的なや

つは業者がやるということなんです。

それで、ちょっと要求水準書を見ると、仮移転契約は、移転説明と移転契約は町がやって、ただ、本移転ですね、新築して、石田とか堀川とか、あとは八幡崎の北側から移るときは、これ、そのときも町が契約して、事務的作業、今と同じような、仮移転契約と同じような手続になるんですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（村田 晃君） お答えいたします。

そうですね、基本的には、第2工区分についても同じような手続で今のところ想定してございます。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） はい、分かりました。ちょっと要求水準書を見ると、契約も説明も意向調査もPFI業者なのかなというふうに見えたものですから、そこら辺を御質問したわけです。そうすると、今と同じように本移転も説明と契約は町がするということだったので、ここら辺、丁寧をお願いしたいなというふうに思います。

そうであれば……、それでよろしいんですね。

○議長（鈴木忠美君） 当局、御答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（村田 晃君） 金萬議員さん、大変失礼いたしました。今、金萬議員さんおっしゃるとおりですね、私、すみません、2工区のほう、よくよく見ていなかったんですけども、今改めて見ましたところ同じではなくて、第2工区のほうは時間も準備期間も大分ございますので、その契約自体、事業者さんのほうで……、そうですね、議員さんおっしゃるとおり、事業者さんと、あと入居者のほうで仮移転契約を結んでいただくということになるので、今の、今回第1工区でやるものとは違う手続になります。大変失礼いたしました。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） そうですよ、変更したのかなというふうに思っていたんですけども。

ということはですね、今度の本移転のときは移転説明と契約書を取り交わすのはPFI業者だということになるので、やはり町がどう関わるのかという、さっきの信頼関係の話もありましたけれども、町のチェックという関わりはこの場合どういうふうに、まあ、先の話でしょうけれども、申し訳ありません、町のチェックですね。契約書のチェックとか、今回は町が契約するので把握すると思うんですけども、そうすると本移転のところは意向調査も含めて業者がするというふうになると、町のチェックはどういうふうになるのか、ちょっとお聞きしたい

というふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。それでは、都市開発部長。

○都市開発部長（村田 晃君） お答えいたします。

今、議員さん御心配されている町のチェックですね。チェックにつきましては、当然、今回初めてにはなりますけれども、1工区で町自体が契約を結びますけれども、そういった実績も踏まえて、事業者が円滑に入居者と契約を締結できるようにチェックのほうはしてまいりたいと考えてございます。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） ぜひですね、今後、事業者と、事業者決定したらばやり取りすると思いますけれども、ぜひ丁寧に、よろしくお願いいたします。

②の移転費用について伺います。

移転着手時と移転完了後、今回、移転完了の2回に分けて、国の補償金算定等に基づいて支援金を支給するということですが、これ、現金給付ですか、立替えになりますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（村田 晃君） お答えいたします。

立替えというか、町から、すみません、町から入居者へ補償金のほうは支給いたします。（「それは現金で」の声あり）現金でというか……（「振込なのか」の声あり）口座に振り込む、通常どおり、口座のほうに振り込む形でということで考えてございます。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 国の補償算定も確認しましたが、そういう条件によるんでしょうけれども、この費用の上限というのはあるんでしょうか。これは定額なんですか。教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（村田 晃君） その補償の算定の仕方、幾つかございますけれども、今想定してございますのは定額のもので、住戸の面積等により定額で、引っ越し、移転費用幾らというのがございますので、そちらの金額で十分に不足なく、入居者の方が手出し等一切生じないということで今考えておりましたので、定額で支給する想定としてございます。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 実は、引っ越し代は上がっておりまして、業者もなかなか見つからないという状況も4月以降であつてもあるようです。引っ越しが思うようにいかないということも

あると思うし、荷造りも思うように進まない方もいらっしゃるんですね。御高齢ということと体調の関係もあって、なかなか荷造りが進まないという方もいらっしゃるし、そこが一番悩みなわけですね。

なので、この引っ越し代には業者梱包が入るとちょっと高額になる。県の県営住宅の資料を見ましたけれども、定額のとなると、例えば業者梱包をした場合、それを上回る場合があるんじゃないかなというふうに思いますが、そこら辺の対応をしていただけないかなというふうに思いますし、もう一つは、電話移転料とか入居後のエアコンの設置、入居後に設置した方のエアコン移転費とか、そういうのはどうなるか教えていただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（村田 晃君） お答えいたします。

現在、事業者、まだ選定前ではございますが、今、提案書のほうはもう大分前に出てきておりますので、その提案書を見る限り、やはり体が御不自由な方ですとか梱包に支障がある方、そういった方のお手伝いも含めた形でいろいろと対応というのも今提案されているところでございますので、事業者決定後になりますけれども、そういった高齢の方、それから体が御不自由な方もいらっしゃるという、事業者もそういった認識で今おりますので、そういったところは可能な限り支援はできるのかなと考えてございます。

それから、電話ですとか、あとエアコンですとかそういったもの、あともしかしたら電球とかそういったのもあると思いますけれども、そういったものは動産、生活上の動産になりますので、先ほど申し上げた動産の補償金の中で、そういった引っ越し料ということで入るんですけれども、実際に設置であったり、あと電気をつけたりとかといったことも、そこは我々町のほうからも事業者に対して十分支援していただけるように要請はしてまいりたいと考えてございます。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 昨今の費用高騰に伴ってということと、それから自分でできないから頼むということもあると思うんですが、さっき聞いたように定額であれば、それを超えた場合、超えた場合の対応を、これ以上出せないからと、自己負担だよとかという話になるのか、例えばそこら辺の相談もしていただけるのかというところをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（村田 晃君） 業者決まってからにはなりますけれども、まずは定額で支給したいと。それで、今、引っ越し費用等高騰していますけれども、今お住まいの方、世帯の人数

だとかそういったものから見ると十分にその定額の中で補えるのかなとは考えてございますので、万が一そういった、その費用で足りないとなった場合には、想定はしておりませんが、それはそれでももちろん町として相談のほうは、受付はさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） ありがとうございます。まず、今、定額というお話を聞いたので、その範囲内ということなんだと思うんですけども、引っ越し業者のあっせんは事業者で行うことになりますか。契約、引っ越し業者とのやり取りとか契約は入居者がやるのか、事業者がやるのか、ちょっとお伺いしたいと思うんですけども。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（村田 晃君） 引っ越し業者の契約につきましては、入居者が引っ越し業者と行うこととなりますが、ただ、要求水準書にも示しているとおおり、あっせんということで間に事業者が入って、その契約、スムーズにいくようにということで中を取り持つというか支援いたしますので、その点についても、入居者の方、不安もあると思いますが、支援業務の一環に入っておりますので、十分に業者のほうでそこは対応するようになるかと思えます。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） ありがとうございます。

では、（3）の家賃のことをお伺いしたいというふうに思います。

建築費は反映しないということで、ちょっと安心はしましたけれども、八幡崎、結構地価が上がっているかと思うんですけども、地価とか立地の反映という、算定基準をちょっと見たときにあったんですけども、そこら辺の反映はあるんでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（村田 晃君） その立地の条件というのは算定の中に入っておりますので、もちろん地価が上がれば、多少、家賃へは影響はあるということでございます。ただ、1年前ほどぐらいに実施した説明会でもおおむね、試算ということでこのぐらいになるよと。何倍というと、もう4倍、5倍という形にはなるんですけども、今数千円のところが1万円を超えるような家賃が想定されるということで今考えてございますので、入居者、5倍とか4倍と聞くと大分上がるかと、負担感は大いなものだと思いますけれども、実質的に入居される方の生活に支障を及ぼすような家賃にはならないということで考えております。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） ありがとうございます。そうですね、間取り、今現在は2Kとか3Kで

2,500円から300円ぐらいの方が多いのかなというふうに思うんですけども、新築になると2LDKとか3LDKとちょっと広がるので、入居者の方は「新しくなるところに入るので多少の値上げはしょうがないかな」とは言うんですけども、ちょっと幅ですね、やっぱり家賃のその上がり方がすごい気になっている。やっぱり入居者の方の2つの心配のうち、一つは引っ越しと、もう一つはやっぱり家賃がどうなるのかというのが、この2つが一番の心配なんです。なので、公営住宅の家賃決定は大体いつ頃決まるのか、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（村田 晃君） お答えいたします。

家賃の決定ということでございますが、今の第1工区のほうは令和9年度から、4月からの入居を想定して造成、建築工事と入っていくということにしてございますので、その前の年ですね、令和8年中には決定して、家賃のほうは告示できるのかなと考えてございます。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） そうすると、令和8年度中に決定というのは、その個々の生活状況によって、収入によって決まると思うんですけども、そこら辺の相談も令和8年中というふうになるんでしょうかね。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（村田 晃君） 家賃の決定については、前年の収入を基に収入の階層ごとに決定いたしますので、そういったところは申告もいただく、もちろんいただくようになるんですけども、前年中にそういった調整はさせていただきます。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 入居者にはですね、ちょっと（2）の③を飛ばしましたけれども、③のことは、入居者のニーズに応じたサポートって、業者が決まっていなくて今答えられないということだったんですけども、やっぱり先ほど言ったように、企業の目的と役場の、自治体の役割と、違うところで役割を発揮するわけですから、やっぱり入居者にはね、PFI事業者にはぜひ、「ニーズに応じたサポートに努めること」というふうなことが要求水準書の中にもうたわれていますし、ここをぜひですね、契約するときにPFI業者とすり合わせて、丁寧に対応していただきたいというふうに、徹底していただきたいというふうに思います。

それで、PFI方式といっても、やっぱり町の関与、今は賃貸契約は町としているわけですから、その経過も踏まえて、入居者が納得しながら移転できるように、ぜひよろしくお願

たいというふうに思います。

では、1点目は終わりにしたいというふうに思います。

2点目の公共交通の計画について、よろしくお願いいたします。

では、（1）の公共交通計画についてお伺いします。

バスの利用率についてですけれども、バスの利用率を現在の高いほうに合わせたということだと思うんですけれども、実際の町民バスの乗車状況とか町民の要求から見ると、現在の公共交通の需要と供給のバランスが本当に取れているのかなというふうに思います。

それで、お聞きしたいのは、地域公共交通計画のアンケートを取っているわけですが、アンケート調査では70代、80代の高齢者の自家用車利用が半数以上だったわけですが、将来的には公共交通を利用したい方が4割以上いたというふうなことに、結果に出ていますが、これを町としてはどのように見ているのか、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

町としましては、町長の答弁にもございましたが、まず、22%のところを、今、しらかし台等の地区に合わせて、高いほうに合わせて25%にしますということとしておりますが、こちらにつきましては町民バスのみならず、周辺の路線バスも含めた利用率の目標設定となっておりますので、今議員御指摘の町民バスの今の現状という形であれば、確かに収支率等は十二、三%台で推移しておりますので、利用率が格段に高いというわけではございません。ただ、そういったところも含めまして、町のほうとしましては、今年度作成しましたこの公共交通計画に基づいて令和6年から令和8年の間で検討していきたいという形で思っております。それで、次の次期計画のほうに、そういったところも含めて、町民バスも検討していきたいなという形では考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） これからいろいろ調査をしながらということなんですけれども、警視庁のデータだと令和5年度中の宮城県の免許返納数は5,605人だそうです。うち70歳以上が3,994人、70%を占めます。宮城県警のデータでは、利府町の自主返納は令和3年が90人で、75歳以上が50人、71%ぐらいですね。令和4年がちょっとデータが見られなかったんですけれども、令和5年は70人で、75歳以上が44人、63%を占めます。これからすると、利府町で75歳以上の方が毎年50人ずつ、50人前後ですね、返納しているということになりますので、これ、ずっと

毎年今後もこのぐらい返納、もうちょっと増えるかもしれないですけども、返納したとして、5年で250人で、10年で500人の方が公共交通か送迎が必要になっているというふうなデータが見てとれます。町の介護保険計画事業計画で、75歳人口が令和6年から令和12年まで1,500人に増えて、25%増えるというふうにもなっていますので、ますます公共交通の需要が増えるんじゃないかなというふうに思います。

さらに、利府町の特徴として中心から離れた地域に人口集中地域があるということを考えれば、今後、需要は増えていくというふうに思います。そのアンケートの4割、これから利用したいという数値の背景は、そういう背景があるんじゃないかなと私は思うんですけども、そういうことを考えると、今後5年間の需要に対して公共交通が相対的に少ないのかなというふうに感じますし、または相対的に少なくないというふうに、であれば、需要と供給がマッチしていないんじゃないかというふうに思うのですが、この点については、公共交通計画を立てる時の議論とか町の見解、議論とかはどういうふうに町として考え、議論したかというのを伺いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、目標設定に係る課題と検討ということだと思うんですが、計画策定に伴う目標設定につきましては、まず、町内5地区に分けて行った、今議員さんの御指摘のあるアンケート調査だったり、それと同じ地区でワークショップを開催をして、その中でまず課題のほうを出させていただいております。その課題といたしまして、確かに町のほうのバス路線等の御意見等も確かにございます。

今回、次の質問にもなってくると思うんですけども、将来的に公共交通を利用していききたいという方につきましては、それをまず補完するために、まず今回、m o b iのほうを実証運行させていただいておりますので、そういった免許返納の対策も考えて、今回、m o b iのほうの実証運行をさせていただいておるところでございますので、そういったところを今後、計画の中でもちょっと検討していきたいな、考えていきたいなということで思っております。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 相対的に、公共交通、バランスよくマッチしていないのかなというふうにも思うんですけども、まあ、②のほうに移りたいというふうに思います。

これ、時間ないので、3点伺います。

青葉台、青山、菅谷台団地への町民バスの乗り入れですね。以前の令和5年9月の土村議員

の一般質問の答弁では、道路運送法上、路線バスの競合は難しいというお話で、乗り入れがなかなか難しいというお話でしたけれども、国交省のコミュニティバスの導入に関するガイドラインを見ると、運行計画で、「路線バスでは運行できない時間帯をコミュニティバスが分担するなど、運行系統、運行回数、運行時刻の設定にあたっても、相互の補完を図り、競合を回避するよう配慮すべき」とあって、役割分担すれば、明確にすればいいのかなというふうに思いますので、さらに空白時間の乗り入れというのを検討いただけないかなというふうに思いますし、令和5年9月の土村議員の一般質問のときも計画の中で議論をするというふうに答えていますので、その点を伺いたいというふうに思います。

2点目は、東部、西部コースに関して、m o b i の運行が始まっていますので、ここについては（2）番目のm o b iに関わりますけれども、乗降ポイント。乗降ポイントが重なっている部分があるんですよね。例えば、同じところに3か所あるとかいうところがあるので、その乗降ポイントが、今後、来年4月に向けて変更できるのかどうか。乗降ポイントもどのように決めたのかなというふうに思いますけれども、町民の、住民の要望をぜひ入れてほしいというふうに思います。それが2点目。

3点目は、葉山、須賀、浜田地区、今後どういうふうに、m o b i も含めてどういうふうに考えるのかというのをちょっとお伺いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。この3点。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

路線バスが運行していない時間帯等のところで町民バスのほうが運行できないかということだと思うんですが、まず、コミュニティバスの導入につきましては、公共交通、路線バス等の空白地帯という形で、コミュニティバスの導入についてというガイドラインがございます。その中では、バス停から半径300メートル、都市部については500メートルという定義になっておりますが、それ以外の地域については300メートルという形になっておりまして、町のほうでの公共交通空白地帯という形で見ますと、人口カバー率からいきますと計画策定時は90%弱ございました。それが今回、m o b i を導入したことによりまして94%まで向上しておりますので、その辺で町民の方の利便性は向上しているのかなということで考えております。

ということで、町民バス等のコミュニティバスの導入については、そういった空白地帯という形になりますので、先ほどの御意見の中で時間帯的なところもございますが、そういったところが、今度、m o b i 等でどういった対応ができるか、そういったところも含めながらちょ

っと検討はしていきたいと思っております。

2点目の今回の路線拡大、m o b i の拡大したところで3か所あるという、停車ポイントですね、乗降ポイントが3か所ある件につきましては、こちらは上下線のポイントとなりますので、見た目ちょっと3か所には見えますけれども、道路を渡って行けないということもございますから、上下線のところで確保しているという形で、バス停を基に今回、乗降ポイントのほうを設定させていただいております。

あと、東部地域についての、今回、m o b i の運行につきましては、拡大ということだと思うんですが、東部地域につきましては今担当のほうで鋭意計画、今後の公共交通体系について今検討を進めているところでございます。そういった内容が固まって皆様のほうにお示しすることができるときは、そういった機会を捉えまして皆様のほうに御報告はしていきたいと思っておりますので、今現在は検討中ということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 乗降ポイント、m o b i のね、すみません、（2）に行っちゃってすみません、m o b i の乗降ポイントは、半径3キロ圏内、あのチラシだと赤の枠内だと、あの枠内だと移動できるんでしょうか。m o b i の半径、今回3キロの圏内運行だと思うんですけれども、あの3キロ圏内だと、住民の要求によって、要望によって移動できるんでしょうか、乗降ポイント。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、m o b i の乗降ポイントにつきましては、基本はバス停等を利用させていただいております。

あと、そちらの変更ということにつきましては、まず、m o b i の乗降ポイントにつきましては、バス停は今、ベンチがあったり、バス停がありますよという形で分かるんですけども、空想の中の空間でのポイントという形になりますので、それを増やす減らすということはどの段階でも可能にはなります。ただ、改めて減らすというか、それを変更するということをしなくても、今現在利用されているのであればそのまま継続で、改めて費用がかかるわけではございませんので、そういった中で、仮想ポイントという形での乗降ポイントは設定していきたいと思っております。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君）　じゃ、最後に料金、m o b i の料金についてですけども、引き続きどう考えているかをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木忠美君）　当局、答弁願います。

○町民生活部長（堀越伸二君）　先ほど、町長の答弁にもございましたが、今、m o b i は実証運行中でございます。広くですね、今、m o b i を利用している自治体につきましては、日本全国調べてみますと大体24の自治体、東京の特別区、あと大阪であればそれぞれの区とかでも利用されております。そういったところを見ますと、どこもやはり利府町と同じ料金体系で運行しているということもございまして、先ほども申し上げましたけれども、実証運行中でございますので、今後、今の段階で収支率を上げるということが、まず町としての今回の目標とも掲げておりますので、今回は、今回というか、そういった減免等ということについては今のところは考えておりません。（「町営住宅の移転契約について、答弁の訂正がありましたので、よろしくお願いします」の声あり）

○議長（鈴木忠美君）　じゃ、都市開発部長。

○都市開発部長（村田　晃君）　申し訳ございません。私、答弁の途中で訂正した部分あったんですけども、再度訂正させていただきたく、申し訳ございません。

本移転の際の移転契約ですけども、改めて、すみません、町と移転対象入居者との間の契約でございますので、事業者と入居者ではございませんので、大変申し訳ございませんでした、訂正させていただきます。

○議長（鈴木忠美君）　以上で、7番　金萬文雄君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩とします。

再開は13時といたします。

午前11時51分　休　憩

午後　1時00分　再　開

○議長（鈴木忠美君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

8番　土村秀俊君の一般質問の発言を許します。土村秀俊君。

〔8番　土村秀俊君　登壇〕

○8番（土村秀俊君）　8番、共産党議員団の土村でございます。よろしくお願いします。

今回の一般質問は、事項は2つであります。

質問事項の1、女川原発再稼働の対応について。

（１）宮城県と石巻市の原子力災害時の避難計画では、女川原発で事故が発生し、空間放射線量が高くなった場合、利府町は石巻市蛇田地区の住民の避難受入先に指定されています。今回の原発再稼働実施に伴い、受入体制を早急に確立する必要があると思います。しかし、避難方法や避難所の整備・運営については、石巻市との協定運営についての定期的な協議や、避難計画の実効性、避難者を受け入れる町の人員や避難施設の整備、運営期間など様々な課題があり、新聞報道などでも10月以降、避難計画の懸念についての記事が度々掲載されております。町としてそれらを踏まえ、避難者の受入体制をどのような考え方で取り組んでいくのか伺います。

（２）町としては、原子力災害の広域避難計画は策定していませんが、女川原発で万が一深刻な災害が起きた場合、高濃度の放射性物質が利府町に飛来する可能性は十分考えられます。その場合の町の対応と住民に求める行動について、防災計画の中に明記しておく必要があると思いますが、町の考え方を伺います。

質問事項の２であります。国民健康保険事業についてであります。

（１）医療費の負担増や事業費納付金、標準保険料率などを理由に、令和５年、６年度と国保の税率改定を実施しましたが、国保財政が好転しているようには見えません。今後、健全な国保財政を運営していくために、町としてどのような考え方で国保事業に取り組んでいくのか伺います。

（２）２年連続の税率改定で、利府町の国保税額は県内でも高いレベルになったと思われます。物価高や収入減など、国保加入者の暮らしは改善していないのが現状であり、所得割・均等割・世帯割の税率改定などで負担の軽減を図る必要があると思いますが、町は負担軽減の検討をする考えはないかどうか伺います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

１の女川原発再稼働の対応について、２の国民健康保険事業について、いずれも町長。町長。

○８番（土村秀俊君） 議長、すみません、ちょっと。再質問の件なんですけれども、２番の国保事業のほうから再質問したいと思います、時間の関係で。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） じゃ、まず最初、町長から答弁お願いします。当局の答弁をお願いします。

○町長（熊谷 大君） ８番 土村秀俊議員の御質問にお答えします。

初めに、第1点目の女川原発再稼働の対応についてお答え申し上げます。

まず、（1）の女川原子力災害時の避難者の受入体制についてでございますが、本町では、石巻市と平成29年1月に原子力災害時における住民の広域避難に関する協定を締結しております。この協定では、平常時の協力体制及び原子力災害時に避難する行政区ごとの人口、受入施設の状況について明記し、毎年、石巻市と確認、協議を行っております。議員御指摘の避難計画の実効性については、宮城県及び石巻市が検証を行い、実効性のある避難計画になっているものと認識しております。

本町の計画では、避難施設として指定している総合体育館及びサブアリーナ、しらかし台小学校、青山小学校、菅谷台小学校の5か所に避難者を受入れすることとしております。対応する町職員の人員体制についても、通常 of 自然災害と同様、町の非常配備体制により取り組むこととしております。また、運営期間に関しましては、協定により基本的に避難開始から1か月間としておりますが、状況によりそれ以上の期間が必要と判断した場合に、その期間を延長することも可能としております。

次に、（2）の女川原発事故が起きた場合の町の対応と住民に求める行動を防災計画の中に明記する必要性についてでございますが、令和6年3月定例会において土村議員の一般質問に答弁しておりますとおり、本町は女川原子力発電所からおおよそ50キロメートル以上離れていることから、避難計画などの策定は求められておりません。今後、国、県の基準や見解に見直しが行われた場合には、内容を十分精査の上、必要に応じて町の防災計画を見直してまいります。

次に、第2点目の国民健康保険事業についてお答え申し上げます。

まず、（1）の健全な国保財政運営の考え方についてでございますが、本町の国保財政の現状につきましては、議員御指摘のとおり、大変厳しい状況が続いております。国保財政運営に大きな影響を与える医療費は、被保険者の高齢化と医療の高度化により、1人当たりの医療費が年々増加している状況であります。

町といたしましては、医療費の抑制を図るため、第3期データヘルス計画に基づく特定健康診査、各種がん検診を実施し、糖尿病等の生活習慣病の予防や疾病の早期発見に努めております。また、被保険者の方が自ら健康保持や増進に理解を深めていただけるよう、町では栄養教室や脳力アップ教室などの健康教室を実施し、参加を促しております。

さらに、医療費増加の一因となっている重複受診や頻回受診、薬の重複使用の対策として個別指導を実施し、先発医薬品から安価なジェネリック医薬品への切替えを推進するなど、被保険者一人一人が医療費抑制に取り組んでいただけるよう努めております。また、重症化すると

医療費が高額な人工透析につながる慢性腎不全の予防事業として、医療機関と連携し早期に個別の保健指導を実施するなど、引き続き、医療費抑制に向けた取組を実施してまいります。

最後に、（２）の国保税率の改定による負担軽減の検討についてでございますが、本町の国保財政については、医療費の増大により２年連続で国保税率の大幅な改定を実施しており、大変厳しい状況が続いております。このような中で新たな負担軽減措置を創設することは、今後の国保財政運営を逼迫させることにつながるため、非常に困難であると考えております。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対して、再質問の発言を許します。先ほど土村議員からお話あったとおり、再質問は２の国民健康保険事業からということで進めさせていただきます。土村秀俊君。

○８番（土村秀俊君） じゃ、２の（１）ですね、医療費の国保財政の見通しについて再質問いたします。

答弁では、国保の財政は非常に厳しい状況が続いているということでありました。これは２年前にも、非常に厳しい状況にあるので改善しないと国保財政が成り立たないということで、もう何年ぶり、十何年ぶりかなと思いますけれども、国保税が改定されて値上げされたわけですが、そういうことで町民に負担を担ってもらうこととすることによって、何とかこの１年間、２年間の中で改善するのかなというふうに思っているわけですが、なかなか改善をしていないということでもあります。

そしてまた、今年の３月ですね、１回値上げしたけれども、改善しないのもう一度上げて、今回かなり大幅な値上げをしたわけですが、またさらに町民に負担をお願いすることになって、２回の値上げを合わせると２年前と、２年前以前と比較して国保の負担割合は約３割も増えたという深刻な状況になって今に至っているわけであります。

国保加入の町民は、今、異常な物価高の中で、私も払っていますけれども国保税を、国保財政を支えるために精いっぱい納税しております。納付率が95%とかなり高い割合で、皆さん真面目に国保税を払っているわけですが、それでも、保険税を上げたにもかかわらず、それでも今も厳しい状況というお話でした。

そういう点で、町として何で、国保の負担を増やしたにもかかわらず国保財政がなかなか健全な運営にならないのかということで、その辺のやはり何か根本的な原因があるというふうに思いますけれども、その根本的な原因について町としてどういうふうに考えているのかと。つまり、その根本的な原因をしっかりと把握というか分析しなければ、的確な健全財政のための対策というのが打てないというふうに思うんですけれども、そういう点で、この国保財政の本当

に根本的な要因、財政が厳しくなっている要因というのをどういうふうにつかんでいるのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

確かに、2年前から国民健康保険税を改定させていただきまして、昨年度も大幅の改定を行ったというのは議員御承知のとおりだと思うんですけども、まず、好転しない原因につきましては事業費納付金、平成30年度ですかね、宮城県のほうも保険者という形になりまして、町としては事業費納付金を納めるという形で変わっております。

その納付金が、やはり1人当たりの医療費と、先ほど町長の答弁にもございましたが、医療の高度化によりましてそういった治療費が高止まりしているという状況の中で、あわせてあと薬価のほうも、いろいろな薬価が処方されていますけれども、そういった高価な薬も処方されるということもございまして、1人当たりの医療費が増えている原因となっております。そういったこともありまして、県のほうの事業費納付金というのが年々増加している状況でありますので、それが国保財政に与えている影響が一番大きな要因だということで捉えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 医療費が増大するということによって、事業費納付金がそれに反映されるわけですね。そういう点に関連して、理由としては事業費納付金が増えたということなんですけれども、その背景としては医療費の負担が増えているということがあるのかなというふうに思っております。そういう点では、私も町の考えと同じような捉え方で、国保財政が厳しくなっているなというふうに思っております。

それでは、そういうことを踏まえながら、答弁では財政健全化の取組として、事業費納付金を減らす一つの手だてとして、町の医療費の支出を減らすためにデータヘルス計画の事業を一生懸命実践していくことに取り組むという答弁がありました。その中では、町長がいろいろその手だてについて、二重受診をとか、あと薬、安い薬を使うとか、あと健康診断に力を入れて早期発見とかにつなげて医療費がかからないようにするとか、いろいろな事業の項目がありましたけれども、その中で、やはりこの医療費抑制に大きくつながる事業としては、主にどのような取組が一番効果的だというふうに町は考えているのかということと、その事業に取り組んだことにより、結果として医療費の削減というのはどのような形でつながっていくのかということについて、金額的にはなかなか明確には出せないと思いますけれども、どういう形で医療

費の削減につながっていくのかということについての考え方を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、データヘルス計画に基づく様々な医療費削減に向けた取組につきましては、配付しておりますデータヘルス計画のほうに記載をしておりますので後ほどそちらのほうを御覧いただきたいと思うんですが、町としましては様々な事業ですね、まず、特定健診等の受診勧奨だったり、がん検診の受診勧奨、こちらは早期に病気を発見していただいて早期発見・早期治療という形で、医療費が高くなる前に、病院のほうにかかる頻度が少なくなるように、早めの受診勧奨を行っております。

加えまして、先ほどの町長の答弁にもございましたが、薬、重複・頻回受診、こちらにつきましても、同じ病気でいろいろなところにかかるのではなく、1つの医療機関でちゃんとかかりつけ医を持った形で受診をしてくださいという勧奨とか、あとジェネリック医薬品の勧奨通知を行いまして、年に1回にはなりますけれども、通常の新薬医薬品よりも後発医薬品との差額を個別個別に通知をしまして、そういったものがありますので皆さん検討してくださいねというような形での、医療費、ジェネリック医薬品への勧奨通知等も行っております。

あわせまして、薬、薬価のほうが結構大きくウエートを占めますので、薬価のほうの飲み合わせ、いろいろな医療機関にかかって同じような効果を持つ薬とか、あと飲み合わせとか、そういったものを注意、勧奨するための通知等も行っております。それで、実際、ポリファーマシー対策ということで事業のほうを行っているんですけれども、そちらのほうの事業の削減効果としましては約1,800万円ほど、町のほうではあったかなということでは確認はしております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 今、部長のほうからいろいろ、このデータヘルス計画に示されている事業を説明されて、データヘルス計画、もちろん私ももらっているから、結構分厚い資料でなかなか全部読みこなすことはできないんですけども、部分的には読みながら質問しています。そういう中で、今いろいろ、二重受診とか、薬の飲み合わせとか、あといろいろな手だてがあるということで、今のお話で、こういうデータヘルス計画を実践することによって1,800万円の医療費削減につながるというお話だったんですけれども、かなりこれはやっぱり大きいと思います。今年の3月の国保税の値上げで住民の負担が増えた分というのは6,000万円ですから、その

分を考えれば1,800万円の削減というのはすごく大きいなというふうに思うんです。

ただ、毎年の決算とか予算見ると、じゃ、データヘルス計画のその期間、3年とか5年とかあるけれども、終わった時点で一応いろいろ検証するというふうに思うんですけれども、このデータヘルス計画を実践することによって大きな医療費の削減につながるのであれば、これはやはり今年、来年、再来年にかけて、かなり町としても力を集中して取り組む価値があるのかなというふうに思うんですけれども、その辺について、今後、特別に力を入れてこのデータヘルス計画に取り組むというような見通しというか、そういう考え方についてはどういうふうに思っているのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） 答弁いたします。

確かに、データヘルス計画に基づく内容については、町のほうでは推進していきます。

あと、先ほどの1,800万円というのは1つの事業の、飲み合わせの事業だけです。今回、特定健診等、いろいろ項目等もございますので、それは今の保健事業の中で推進していくという形にはなりますが、それが直接すぐ医療費に反映するかというと、それはちょっと難しいところではございますので、一応、長い目を持って見て事業には取り組んでいきたいなと。即効性の高い、先ほど言ったジェネリックとか、ポリファーマシー事業とかですね、受診の行動変革を促すような取組もしながら、あと長期的に見た形で検診とか、そういったものの受診勧奨をしていきたいとは思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） そうすると、今の部長の説明だと、1,800万円というのはこれを全て実践することによってじゃなくて、1,800万円自体は薬の飲み合わせ、それだけの効果、それを実践することによってこれだけの医療費が削減されるということなので、ほかにもいろいろな事業があるので、これをしっかり取り組めばさらに大きな医療費の削減につながるというふうに思いますので、とりわけ力を入れて進めていってほしいなというふうに思うんですけれども、そういう決意というかな、特別に取り組むという姿勢についてはどういうふうに考えているんですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） まず、一人一人が意識を持って早めの受診をしていただいて、重度化する前にまず病院のほうにかかっただく、その目安としての検診事業というものも

ございますし、町長の答弁にもございましたけれども、健康教室とか脳力アップとか、そういったものも一つの事業として捉えておりますので、そういったものを実施していく上で、一人一人が医療費削減に向けた意識づけをしていきながら、全体的な医療費の削減につなげていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） はい、分かりました。データヘルス計画の問題については分かりました。

この国保財政の見通しとか考え方について、私たち共産党議員団としては今回初めて質問しているわけではなくて、決算のとき、予算のとき、あるいは一般質問とか、そして今年の前回と今回の国保税の改定のときの質疑などでいろいろ意見を述べてきております。

その中で、国保財政の問題点としては、医療費の問題とか、事業費納付金とかいう問題もありますけれども、そのほかにも国保の基金、基金がいつとき3億円ぐらいあったのが、今は1億円前後ですね、かなり、3分の1に減っていると、基金が減っているということとか、あと県への納付金が増えている、あるいは国保の加入者が少なくなってきたということとか、さらにその加入者の所得もなかなか伸び悩んでいることもあると。それから、今答弁いろいろありましたけれども、医療費の負担も増えてきていると。そういうことで、国保財政の歳入が伸び悩んでいる中で、歳出は医療費の伸び等、あるいは事業費納付金などの負担が大きな、大きな負担というかな、国保財政の負担になっているというふうに思います。

それで、今年の質疑の中で、答弁の中でもあったかな、事業費納付金の激変緩和措置もずっと震災以来かなりあったんですけれども、それがほとんどなくなってきてさらに大きな負担になったということで、それが国保税の増額のときの、増税のときの大きな理由の一つになったわけですが、この県に納める事業費納付金の負担というのは、今後の見通しについて町としてどういうふうに、さっきの答弁ではちょっとこれからますます増えるような感じを、答弁を聞いて感じたわけですが、今後の推移についてどういう状況になっていくのかと。今後の推移といっても、10年も20年も先の話じゃなくて、当面3年ぐらい、3年ぐらいの事業費納付金の負担の推移というのを町としてどういうふうに見ているのか、その辺について伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

事業費の納付金の算定につきましては、まず医療水準と、あと所得水準によって大きく影響

する部分と、一番大きいのは医療費の部分ですね。医療費については過去3年分を見ますので、その医療費が高騰していけば、1人当たりの医療費が高くなっていけば、納付金はその分増えていく、増額になっていくという形にはなります。

今後も、そういった状況というのは、改善される見込みというかそういったものは、今のところ好転する材料というのはちょっと、私たちのほうではちょっと実態のほうがつかめないとこもありますので、ここで高くなる安くなるというのはちょっと私たちが一概にお話しできる内容ではないので、あくまでも国のほうで算定の基礎数値というのがはじき出されて、それが県のほうにいて、県のほうから算定で納付金というのが出てくるものですから、その状況が、全国的な医療費とか、あと宮城県内の医療費とか国保の加入者、所得の状況、それぞれによって変動してくるものでございますので、今のこの段階におきまして納付金がどのような状況になっていくかというのはちょっと難しいのかなということで捉えております。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） そうすると、県に納める事業費納付金が今後増えていくのか、場合によっては減るということもないの。ないのか。まあいいや。見通しについてはなかなか、町としては見極めることが難しいというお話です。

ただ、やはり国保財政が厳しくなっている一番の大きな原因というのは、医療費の支出が増えているということもあるんだけど、やはりこの事業費納付金が一番、国保財政を圧迫している大きな要因だなというふうに思うんですね。今、町の今年度の事業費納付金は9億円近く払うわけなんですけれども、町に入ってくる保険税の税収というのは大体7億円ぐらいですから、2億円ぐらい足りないわけですよ。それを町のいろいろな財政でやりくりをして支払うということになっているわけなんですけれども、基金を使ったりということなんですけれども、ただ、この事業費納付金というのは、もちろん町は分かっていると思いますけれども、宮城県の国保のホームページを見ると一覧表が出てくるわけですよ、35市町村の5年度と6年度の納付状況の一覧表が出てきているわけね。

そうすると、5年度と6年度で事業費納付金の負担が増えたまちが、35のうち3分の1かな、5分の2ぐらいあったんですけれども、その中で負担の伸びが一番大きかったのが、何と利府町なんですね。5年度と6年度を比較すると8.7%増えているんです。ほかの自治体は、前年度より県にする事業納付金下がっている、減っている市町村が半分以上なわけなんですね。全部は言いませんけれども、近隣で言えば塩竈は3.6%減、多賀城が2%減、松島も8%減、七ヶ浜だけが0.5%増えていると。そういう中で、利府だけ8.7%も事業費納付金が増えているとい

うことについて、これをどういうふうに見るのかということなんですね。増えた自治体が5分の2あるといっても、2%ぐらいしか増えてないのがほとんどなんですよ、十幾つの自治体で。だから、前年度と比較して5%以上増えたのは、七ヶ宿と利府の2つだけ、35の市町村の中で。そういう状況なわけです。

ですから、そういう中で、何で利府町だけが突出して、去年と比較して9%近く事業費納付金が増えているのかと。その辺について、町としてどういうふうに分しているのか。これ、計算式ありますよ。部長が言ったように、医療費、医療機関の利用状況と、それから国保の加入者の数、それから国保の加入者の所得、その3つをいろいろな係数を足したり引いたりして出すわけですけども、加入者の数とか、加入者の所得とか、医療機関の利用状況などが利府だけほかの自治体に比べて突出してあるというふうにはちょっと思えないんだけど、この辺について町としてどういうふうな分析というか検証しているのか、その辺を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

納付金が増えた理由ということにつきましては、先ほど保険税の改定するときにもお話ししていると思うんですけども、激変緩和措置ということで、その分が令和5年度であれば約1億2,000万円、激変緩和措置という形で利府町の納付金から差し引いていただいております。

令和5年度につきましては、約5,200万円ということで、もうその段階で1億7,000万円ほど違う状況でありますので、まず、激変緩和というのが保険税が急激に増えないようにするという形なので、もともとの利府の、議員御指摘のとおり、昔、利府は本当に安い保険税になっていました、宮城県でも一番多分安いぐらいの、低いぐらいの保険税でございます。そこから始まって急激に上がらないように、上昇しないようにというのが激変緩和措置でございますので、利府の納付金が増えている原因は、その激変緩和措置がなくなっていったことについての納付金の増という形になっております。

あわせて、利府の状況としましては、やはり仙台市さんとかと同じような状況でございます、やはり医療水準が高いので、ほかの県南、県北の地域に比べれば医療機関を受診しやすい環境であるというのがまず、仙台市と同様に利府のほうはそういった状況でもありますので、そういったものも加味しての納付金の増という形になりますので、どうしてもこういう形で県のほうから納付金を示されているのかなという形で町は捉えております。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 部長の説明だと、激変緩和措置がずんずん少しずつ減ってきたのかな、

減ってきて、去年、今年でなくなってしまったというお話だったんだけど、ただ、激変緩和措置というのは利府町だけではないと思うんですけど、それは違うの。利府町だけなの。利府町だけなら分かるけれども、多分、利府町だけがその激変緩和、これ、震災のときかを基準にして何かやっているように、ホームページとか見ると、説明のあれを見るとなっていたんだけど。

だから、激変緩和措置はほかの自治体もあるのではないかなというふうに思いますし、それからあと、医療機関の充実によって医療費の伸びが増えたということなんですけれども、隣の富谷。仙台はそれで増えているというお話だったんだけど、富谷なんていうのは全然増えていないんですよ、事業費納付金というのは。令和5年度と令和6年度、全く同じ、全く……、ほぼ同じなんですけれども、そこは人口とか、あと医療機関の利用が富谷とそんなに、私は利府はそんなに変わらないのではないかなというふうに思うんですけど、そういうことも踏まえて、計算根拠はいろいろあるけれども、この事業費納付金を少し減らすと、減らしていくということは町として何らかの方法を考えることができないのか、その辺について伺いたいと思います。まあ、県が決めるといえばそれまでなんですけれども。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

先ほどの答弁でも答弁いたしました、まず、事業納付金につきましては、国がまずその年の医療状況、所得の状況によって、国のほうからのまず示される係数がございます。それに応じた形で県が算定してくるわけですが、富谷市さん等と比べてと言われてもちょっと、利府のほうも同じような形で医療水準はあると思います。

ただ、激変緩和措置なんですけれども、ちょっと私の記憶ですと平成30年度から始まっているんです。この制度につきましては、始まった当初はたしか5自治体ぐらいが激変緩和措置を入れていただいていたと。令和5年度につきましては、2つの自治体、利府町ともう1つという形では聞いていますけれども、そういった形で減ってきているのが状況でございます。

富谷市さんと利府の違いにつきましては、富谷市さんはもともと利府より保険税が高い保険税を設定されているので、激変緩和措置がもともと入っていない状況での納付金の算定となっていますので、利府町の場合は納付金も入った段階での算定となりますから、それがだんだん縮小されることによって納付金が増えていっていると、それが納付率にも表れているという状況でございます。

やはり納付金、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、医療費がやはり一番大きな要因

でございます。そちらを抑制していくために町のほうではいろいろ保健事業を実施するわけですが、国のほうの負担分についてもやはり上げていただければ、国民健康保険ということでございますので、そういったところで国のほうの負担割合も上げていただければもうちょっと少ない納付金でいくのかなと思いますが、これはあくまでも全国的なことでございますので、利府町だけというわけにはいきませんので、国の制度、国の納付金の算定の制度にのっとった形での納付金となっていくということで理解しております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） じゃ、（2）に行きます。

保険税の減免、減額、負担軽減についてでありますけれども、答弁では、医療費の増大によって2年連続で税率改定を実施したというような答弁でありました。ただ、今いろいろやり取りやって、医療費の増大も大きな理由だけれども、やはり事業費納付金の納付額が年々増えてきているというのが大きな要因かなというふうに思います。そういう中で、いろいろ町としてもデータヘルス計画をやりながら医療費を削減するという、これから取組、これからって今までもやってきていますけれども、取組をしながら、そのことによって事業費納付金も少しずつ負担も減るということになる、つながってくるというふうに思います。

ただ、医療費の増大が今回の国保税の、2度、2年連続で値上げした理由というふうに言うんですけれども、医療費の過去5年間の支払いの支出の推移とか、あるいは事業費納付金の過去5年間の支払いの推移の一覧表というかな、一覧表が以前は、今年の3月まではこの国保のホームページにしっかり示されていたんですね。それが今見ると、医療費が上がった上がったというけれども、どれだけこの5年間で上がっているのか、あるいは事業費納付金がどれだけ増えているのかということを、これは議員に知らせるためじゃなくて、町民に知らせるためのホームページだったわけですよ、だから国保税の負担が増えた、増える要因はこういう要因ですと、そしてこのホームページには今後も、事業費納付金の推移、あるいは県が指定する標準保険料率、それに合わせるために国保税の改定が必要になってくるかもしれないとかということを国保のホームページに書いてあったんですけれども、それが今回ない。

俺が見つけられなかったのかどうか分からないんですけれども、それをなくしてしまったわけなんですけれども、その辺については町として、こういう医療費の負担が増えているんだと、あるいは事業費納付金がかうやって増えているから国保財政が厳しいんだよということを町民に知らせるために非常に効果的なホームページの部分だったというふうに思うんですけれども、

これはなぜなくなったのかなというふうに、今後もう一回再リニューアルするのか、その辺について伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

ホームページの記載内容については、ちょっと私も確認不足でございます。そういった内容であれば、毎年、その状況について町民に広くお知らせするということも必要だと思いますので、再度確認をして、ホームページのほうが更新されていなければ、そういった更新のほうをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） じゃ、それをよろしくお願いします。

そういう中で、国保税が去年と今年、2回値上げされて3割増えたわけですね。そういう中で町民の負担がかなり重くなっているわけであります。それに、やっぱり国保の負担が重いという声も、町には届いていないかどうか分からないけれども、私は地域を歩くと国保に入っている方から言われます。私自身も国保、自分も払っているからね、まあ安くはないなというふうに思っているんですけども、そういう町民の声があるというのは間違いないというふうに思うんですね。

そして、今、物価高で、もう何でもあらゆるものが値上げするという中で本当に、国保に加入されている方だけじゃなくて町民全体がやっぱり暮らしが大変だというふうに思いますし、そういう町民が暮らしが大変だというときに応援していくのが、まあいろいろありますよ、応援、国からの補助金をいろいろ給付するというような事業に取り組んでいますけれども、町としても何らかの支援をしていくと、応援していくというのが、町のやっぱり大事な仕事だというふうに思うんです。

こういう状況の中で、負担軽減、どうなのかということを質問したわけですが、なかなか、にべもない当局の答弁だった、非常に困難だというような答弁だったんですけども、そういう町民の暮らしぶりを踏まえれば、全部3割なくせとは言わないけれども、やっぱり負担増の改善というのを検討してもいいというふうに思うんですけども、この点について、町として何らかの検討をする考えはないのかどうか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

負担軽減につきましては、町のほう、国民健康保険会計としましては、法律で定められている繰入金を一般会計のほうから繰入れをしていただいて、まず、あと国民健康保険税と合わせまして、まず皆様の負担が過度な、確かに値上げをしたということであれば過度な負担になっているかもしれませんが、その値上げの度合いを幾らかでも収めるような形で毎年基金のほうを繰入れして、取崩ししながら負担の軽減には努めているところではございます。ただ、その基金についてもやはり限りがございますので、基金の状況を見ながら新たな保険税の改定等も必要になってくると思います。

ですので、町として、今、基金の状況がかなり厳しい状況でございます。そういった中で、新たな軽減という形で、保険税のほうの新たな創設、軽減措置というのはちょっと、大変厳しい状況ですので、今のところは考えておりません。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） じゃ、次に行きます。次というか関連してね。

今年の3月の国保税の引上げのときの質疑で私も言ったわけですが、かなりその平等割とか……、所得割、平等割、あと何だ、個別割というんだっけか、個人個人のね、加入者何人、1人幾らという料金制度がすごく高くなったわけですが、そういうことでそれぞれの税率がかなり高いよということ、私、指摘しました。その結果、かなりこの国保税の負担が、国保税額が高い利府町として、県内35市町村の中で高い自治体になるのではないのかなというふうに指摘したわけですが、以前は、部長言っていましたけれども、県内でもいつか一番高くなったときもあるんだけれども、20年、30年近く前はね、それから4回ぐらい国保税引き下げてきて、結局、値上げする2年前以前のときは県内でも、一番下ではなかったと思うんだけれども、かなり真ん中より中の下ぐらいに保険料の額が低い、割と低い自治体だったというふうに思うんですけれども、今回の2回にわたる値上げによって、現在の利府町の国保税の負担というか、国保税額は県内ではどのくらいのレベル、水準に、多分上がっていると思うんですけれども、上がっているのかについて、町としてはどういうふうに捉えているのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） 今回の保険税の改定によってどれぐらいなのかということだと思んですが、こちらに関しては、まず、県のほうの標準保険料、料率を基に算定をさせていただいております。それにつきましては、過度な負担にならないような形で、県のほうでも国保税の標準負担額については算定をされております。

ただ、ほかの自治体が利府町と大きく違うところは、やはり基金の状況が全然違うということでございます。1人当たりの基金の状況につきましては、今手元にはないんですけれども、利府のほうは1人当たりの基金の状況はかなり低い状況で、下のほうから数えて何番目と、仙台市さんとかと同じような状況でございますので、その基金の状況によって保険税、保険料の算定というか、料率の設定にはかなり幅が出てくると思いますので、今、利府町が取り得る内容の保険税の料率につきましては、今の算定している保険税の料率が私たちとしては最大というか、しかないのかなということで、ほかの市町と比べることが、今の段階で……、料率だけを見れば確かに高い状況かもしれませんが、ほかのところと比べるといったときには、やはりその基金の状況とかが一番大きな要因となりますので、町としては、今、精いっぱいな算定をさせていただいているという状況でございます。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） そうすると、町としては、利府町の国保税の税額というのはどのくらいの位置にあるのかというのはまだよく分かっていないと、正確にはほかの自治体と比べていないということですね。

県としても、それぞれの自治体が過度に保険税が、保険料が高くなならないように、標準保険料率という一覧表を挙げて、それに合わせて全体の市町村が大体同じような金額になるようにということで標準保険料率の一覧表があつて、これに合わせてほしいというような希望的な意見を出していますけれども、実際にその標準保険料率と併せて、実際の各自治体が払っている保険税の一覧表もまた県では示しているわけですが、かなりこれ、税率改正のときも言ったんだけど、標準保険料率と実際の保険税のギャップというのはかなりあるわけですね。大体低いんだけど。そういうことで、この標準保険料率で過度な負担にならないようにしようと県が示しているということは理解します。

ただ、町は、全県の状況、調べていないということなんだけれども、ネットで宮城県内の国保の状況、国保の県内ランキングということを検索すると国民健康保険の自動計算サイトというのに、皆さんも見てもらいと分かるんだけど、県内ランキング、国保税と検索するとすぐ出てくるわけですね。もちろん部長も知っていると思うんですが、何が出てくるのかというと、宮城県の国保税が高い自治体ベスト5が出てくるんです。それから、安い自治体ベスト5が出てくるんですね。

それで、3月の国保税の改定の質疑で、均等割と世帯割を利府町は大幅に上げたので、あのとき私言ったんです。もしかすると、県内で一番高い国保税の町になるんじゃ、なるかもしれ

ませんよという指摘をしたわけですが、この国保税の自動計算サイトのホームページを見ると3つの種類があるんだけど、単身世帯が2つと、それから4人家族の保険税なんですけれども、身近な世帯数で見るとね、4人家族の保険税の税額で見ると、国保の高い自治体、市町村の中で第1位が利府町になっているんですね。利府町が第1位なんですよ、高い自治体として。

その表で、安い自治体が5つ出ているんだけど、隣の富谷市、先ほど利府町より税額が高いのが富谷だったんだというお話ですが、富谷市は安いランキングの第3位なんですよ。そういうことで、利府町が月にすると4万9,075円、富谷は3万3,400円なの。それで比較すると、年額をトータルすると、利府と富谷を比べると富谷より利府が18万円高いという、一覧表の額を計算すると分かるんですね。こういう利府町の町民の国保料の実態。いや、かなりこの国保税の自動計算サイトというのは、それぞれの自治体の均等割と世帯割と所得割を計算して出した結果でありますから、そんなに間違っていないというふうに思うんですね。

そういうことで、利府町が、今回の税率改定によって県内で一番高い、4人家族ですよ、4人家族で高い自治体になったということを踏まえると、やはり町民の税率の改定を検討する必要がある、先ほどないというお話だったんだけど、こういう県内で一番高い町になってしまったということを踏まれば、やはり国保税軽減については何らかの検討をする必要があるというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

先ほどの答弁にも答弁をしておりますが、やはり富谷市さんとの利府の違いというのは基金の保有残高です。利府町の1人当たりの基金、令和5年度末でいいますと1万約7,000円ほど、1万6,752円ですね。富谷市さんの基金の保有残高につきましては11億7,000万円ほどということで、1人当たりの保有残高も12万9,000万円ということで、やはりここが一番大きな要因でございまして、富谷市さんとかも、ほかの基金を保有している市町につきましては、基金を繰入れしながら負担にならないような形で保険税の料率を設定していると思われま。

町のほうで、その検索サイトのほうに出てくる場合につきましては、確かに私たちもそれは認識をしております。認識をしておりますが、やはり国保財政がかなり厳しい状況ということで税率改正を行いながら何とか財政運営をしているということなので、そういった形で今後も国とか県の動向を見ながら、そういったところも注視しながら、保険税の改定は行っていきたいなとは思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） じゃ、原子力発電所の事故について。あと1分あるんでしょう。

その中の（2）ですね、（2）で、原発でもし何らかの災害があつて、利府町に高い放射線が降り注いできたときに、屋内退避、あるいは車への退避だけでいいのかどうかと。やはり放射能から避難する必要もあるというふうに思うんですけれども、その辺について防災計画の中で検討するということはあるのかどうか、その辺について伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 町長答弁の中にもございましたとおり、利府町のほうはおおよそ50キロ離れた場所にございます。今の御質問ですと、何かあつたときに屋内に避難、車の中で避難ということでございますが、もしそうなった場合に計画の中に何か書き込むこともあるのかということですが、先ほど答弁の中にもございましたとおり、今後そういった国、県の基準等が変わってくれば、それに合わせた見直し等も当然考えていくというふうには考えております。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 30キロ圏外だから、その避難計画を、防災計画の中に避難計画を策定しなくてもいいと、義務ではないと、する必要がないような答弁だったわけですが、その大本というのは県の指示じゃなくて国の指示ですよ。原子力規制委員会の原子力災害対策の指針の中で30キロより中のほうだけ避難計画をつくれというふうになっているんだけど、この原子力規制委員会の書籍をかなり分厚いんだけど読むと、ここの中に、30キロを越した自治体でも、もし空間線量が20マイクロシーベルト以上になった場合には一時避難をするべきだというふうに書いてあるんですね。部長ももちろん、多分、読み込んでおります。また、町の計画、防災計画でも、プルームが長期に利府町の中で沈殿したと、プルームというのは放射能の雲ですね、空気感染が飛んできたという場合には、防災計画の中でも避難先、避難計画を、経路を、この原子力災害対策編の中で検討すべきというふうに書かれているわけですね。それらを踏まえての答弁、お願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えします。

おっしゃるとおり、先ほど言いましたプルームという大気中の汚染物質が飛んできたときのこととございますので、それには想定とかそういったのというのはすごく難しいものと認識しております。こちらのほうの、そういった状況のほうが当然変わってくる、伝われば、

その避難の指示等も変わってきますので、そういったのは今後また、そういった今後の基準等、先ほどもお答えしましたが、基準等の中で変更点等がございましたら、内容の変更はしていくつもりでは現在も考えております。（「以上です」の声あり）

○議長（鈴木忠美君） 以上で、8番土村秀俊君の一般質問を終わります。

お諮りします。議事の都合により、明日12月5日は休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、12月5日は休会とすることに決定しました。

なお、再開は12月6日です。定刻より会議を開きますので御参集願います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後1時54分 散 会

上記会議の経過は、事務局長川口 優が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和6年12月4日

議 長

署名議員

署名議員